



「勤務間インターバル制度」とは？

いつもお世話になっております。

最近ニュースなどで「勤務間インターバル制度」が話題になっています。

「勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻までに一定時間のインターバル、つまり「空き」を保障することにより労働者の休息時間を確保しようとするもので、長時間労働の抑制、労働者の健康維持や、ワークライフ・バランスの向上を目的としています。

すでにEU加盟国では、「24時間につき最低連続11時間の休息時間」を義務化しており、日本でも、KDDI、NECなどバンの制度を導入しています。

厚生労働省は、この制度の導入に必要なシステム整備費などの助成金を創設する方針で、就業規則への明記などを条件に最大50万円が支給される予定です。

しっかりインターバル(休息)が取れる環境を整備することで、労働者のみなさんの健康UP、やる気UP、業務能率UP、につなげるかもしれません。

なお、「最低限確保すべき休息時間を何時間にするか」「休息時間が通常の勤務時間に及ぶ場合給料の扱いをどうするか」「通勤時間の扱いをどうするか」「業務が回らなくなるといったことが起こらないか」等々、制度導入には入念な事前確認が大切です。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所 奥西

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kc.n.ne.jp